

仙台市消防局庁舎売店業務委託募集要項

仙台市（担当：消防局総務部総務課）では、次のとおり仙台市消防局に売店を設置し運営する事業者を募集します。

公募型プロポーザル方式により、売店運営事業者を決定しますので、参加を希望される方は、この募集要項の各事項及び関係法令等をご承知の上、お申し込みください。

1 業務名

仙台市消防局庁舎売店業務委託

2 業務内容

営業時間を 24 時間営業とする、冷凍食品、軽食、飲料水及び菓子等の物品販売・管理業務

3 業者選定方法

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと
- (2) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと
- (3) 仙台市税の滞納がないこと
- (4) 個人の場合は仙台市内に住所を、法人の場合は仙台市内に本店又は売店・営業所を有すること
- (5) 売店業務について、商品補充、金銭管理など売店の維持管理を自己の責任において行う者であること

5 募集に関するスケジュール

(1) 募集要項等の配布

ア 配布日時

令和 2 年 9 月 3 日（木）～令和 2 年 9 月 17 日（木）までの平日 9 時から 17 時まで

イ 配布場所・申請書提出先

仙台市青葉区堤通雨宮町 2 番 15 号 仙台市消防局 4 階

仙台市消防局総務部総務課総務係

※募集要項等については、ホームページからダウンロード可能です。

郵送での申請も受け付けます。

郵送の場合、住所は〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 2 番 15 号 となります。

TEL 022-234-1111 fax 022-234-1120

E-mail:syo018010@city.sendai.jp

(2) 参加申込書の締切日

令和 2 年 9 月 23 日（水）15 時まで（必着）

(3) 提案書類等の提出方法及び締切日

令和2年9月25日（金）15時まで消防局総務課へ提出願います。なお提案書（様式2号）はデータを保存した記録媒体も併せて提出願います。

(4) 選定方法

審査は、消防局庁舎売店業者選考委員会による書類審査（必要に応じてヒアリングを実施）により行い、運営方針、価格、商品調達力、経営力等を総合的に評価し、最も評価の高い応募者を優先交渉権者に選定し、2番目に評価の高い応募者を次点者とします。

※ヒアリングを実施する場合は、日程等の詳細を別途通知いたします。

(5) 審査項目及び評価基準

項目	提案書における主な審査項目	配点
1 基本方針	1 「基本方針」	30
2 販売品目・価格	2 「販売品目」	30
3 実施体制	3 「実施体制」及び 4 「営業開始へのスケジュール」	20
4 食品の安全面・衛生面/ 環境への配慮	5 「他の業者に対する優位性及び特徴」	10
5 災害時の協力体制・その他	6 「災害時の市への協力体制について」及び 提案書全般	10

※最低基準は配点合計の6割とし、最低基準未満の場合は選定しないものとします。

(6) 選定結果の通知

令和2年10月上旬（予定）までに応募者全員に通知します。

(7) 選定結果に関する質問

質問は選定結果通知に記載する期限までに書面を提出してください。回答は質問者に書面で行います。

6 申請書類

(1) 参加申込書（様式第1号）

(2) 提案書（様式第2号）

様式第2号の販売品目については、任意の様式でも可能です。

(3) 添付書類

ア 法人登記事項証明書（現在事項全部証明書）

イ 納付すべき市税に滞納がないことの証明書

ウ 直近3年間の事業年度の事業報告書、損益計算書、貸借対照表その他経営の状況を明らかにする書類

7 質問及び回答

募集に関する質問は、様式第3号によりE-mailで提出してください。回答はすべての応募者にE-mailで行います。

質問の期限は令和2年9月23日（水）15時までとします。

8 売店設置場所の使用許可

- (1) 売店設置場所は行政財産目的外使用許可申請書を提出いただき、使用を許可します。
- (2) 使用料については、行政財産目的外使用料減免申請書を提出いただき、使用料を減免します。
- (3) 行政財産目的外使用許可申請及び行政財産目的外使用料減免申請書は 1 年毎に提出いただきます。

9 その他

(1) 接触の禁止

本件提案について、本市職員及び本件関係者に対する接触を禁止します。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。

(2) 申請内容の変更の禁止

軽易なものを除いて申請書類の内容を変更することはできません。

(3) 虚偽の申請をした場合の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(4) 書類等の取扱い

申請書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

(5) 応募の辞退

申請書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(6) 費用負担

応募に要する費用は、申請者の負担とします。